

# 中国:2010年の市場競争展望

富山県貿易・投資アドバイザー 梶田 幸雄

## はじめに

中国は、2010年の経済発展を目指して、市場経済化へ向けた改革を進めている。

2006年から第11次5ヵ年計画(中国語では、第11次5ヵ年規劃という。従来は中国語でも「計画」としていたのを、今回から「規劃」に改めた。この違いは、「計画」は、必ず達成する目標を意識しているところ、「規劃」は、努力目標というニュアンスがあるところにある。このような変化は、地方政府ほか関係機関が実態の伴わない数値のみを追求し、経済の歪みが出ているのではないかという反省と、

5ヵ年計画は、そもそも途中で経済の実態に合わせて見直しを行なう政策的過程があるものであるという実務上の要請に基づくものである。日本語では規劃も計画に同義となると考えるので、本稿では分かりやすく計画ということにする。)がスタートしたが、2010年までの前半の5年間は、長期経済を展望する上での基礎作りとなる。このように言うのは、現時点において市場経済化をより一層進める上で、解決しなければならない課題が少なからずあるからである。

中国経済の当面の課題にはどのようなものがあり、中国はこの課題をどのように解決しようとするのかを理解することは、対中事業を行なう日本企業にとっては、リスク・マネジメント上の重要な問題である。

そこで、本稿では、(1)中国は、2010年の経済発展の理念を紹介し、(2)経済発展のための課題を明らかにし、(3)この課題にどのように取り組もうとしているのかを紹介し、(4)中国の今後の発展方向を明らかにしたいと考える。

## 1 2010年の経済発展理念

2010年の中国の発展理念は、経済・社会・民生の

協調的発展を確保することである。このために第11次5ヵ年計画期は、全面的な小康社会を築き、科学発展を築く新たな歴史の転換点と位置づけられ、市場経済体制を整備するということが目標として掲げられている。具体的に整備をしなければならない領域としては、(1)行政管理、(2)国有企業、(3)財政、(4)金融、(5)社会・文化などが挙げられ、この領域の改革と制度確立により、市場メカニズムを機能させ、社会の管理水準の向上を図ることであるとしている。

市場経済体制の整備というのは、実際上は市場における競争理論を推進するという事にほかならない。しかし、市場競争を行うには、現時点では公平、平等、協調的な体制が確保されていなければならない。では、第11次5ヵ年計画期内に解決しなければならない課題とは、どのようなものがあるのであろうか。以下、この課題について叙述する。

## 2 公平、平等、協調

解決しなければならない課題とは、(1)公平、(2)平等、(2)協調を確保しようということである。

### (1) 公平

第一に、公平ということでは、貧富の格差があり、これが拡大しているということを想起する。

中国社会科学院社会科学研究所の「2005～2006年中国社会形成の分析と予測報告書」によれば、中国の農村の貧困人口は1978年の2.5億人から2500万人まで減少し(うち、560万人は何の保護も受けていないという。「瞭望新聞週刊」2006年3月13日、17頁)、貧困ラインとされる農民1人当たりの純収入は200元から637元に向上したが、国連の「1人1日当たりの収入または消費が1ドルに満たない」を基準とすると、中国の農村には依然として7500万人の貧困人口がいるという。さらに、都市部でも生

活困窮者が増えており、1人当たりの収入が平均値の2分の1以下という相対的な貧困者も増えている(「瞭望新聞週刊」2006年3月13日、25頁)。

## (2) 平等

第二に、平等ということでは、(1)農民問題と(2)国有企業と中小企業への対応の違いということが問題となる。

農民には都市住民と同様の権利を与えられておらず、平等な取り扱いを法的に保障されることがなかった。

とりわけ以下の3点が欠陥として指摘される(張徳瑞「我国農民平等権利法律保障:回顧、反省与前瞻」『河南師範大学学报』2005年5期、107-111頁)。

一つは、政治権利の不平等である。この政治権利の不平等とは、選挙法で規定されているのだが、選挙に際しての1票の格差が、都市と農村で4:1であることである。すなわち農村人口の4人が都市住民の1人の票に等しいということである。

二つは、経済的権利の不平等である。経済的権利の不平等とは、農民1人当たりの税額が146元であるところ、都市住民の税額は37元であり、これを農民と都市住民の実際収入で比較すると、農民は都市住民の6倍の税額を国に納めていることになる(陳桂棣+春桃『中国農民調査』人民文学出版社、2003年、150-151頁)。都市住民には年間120元の糧油補助手当と500元余の食物補助手当があるが、これは農民から徴収された税額で賄われているともいえる。

三つは、農民の社会権利に関する規定の不平等である。例えば、青島市では地方からの労働力としての流入人口は市所属の企業従業員数の14%以内とすると定めており、外来工の雇用1人につき50元を徴収するとし、また、地元の失業者であって、女の場合は35歳以上、男の場合は40歳以上の者を6カ月以上雇用する場合には、3000元の補助金が支給されるとしている。

都市の企業においても大企業と中小企業の不平等が問題となっている。中国には800万の中小企業が存在し、都市従業員の75%が中小企業に勤務している。しかし、中小企業に対する政府の財政

補助ないし融資は、ほとんどなく不健全な経営状態である国有企業に投入されている。市場経済化を進めるには、健全な中小企業への投資が不可欠である(第11次5ヵ年計画期には国が中小企業創業投資・担保制度を確立するために、財政部予算の5~10%がこれに拠出される。(「瞭望」2006年3月13日、13頁))。

## (3) 協調

第三に、協調の確保である。

協調ということでは、最近の中国のキーワードの一つである「和諧社会」という言葉を想起する。「和諧社会」の概念は、(1)人と自然、(2)人と人、(3)人と社会などの利害関係の均衡を図ることである。2005年8月30日に中共北京市委員会と北京市人民政府は、「和諧社区・和諧村鎮の建設に関する若干の意見」を發布した。社会生活共同体の中で、(1)健全な民主法治、(2)均衡のとれた社会保障、(3)公共サービス、(4)社会の安全と安定、(5)良好な生活環境、(6)友愛的な相隣関係を確立・確保しようとするのが「和諧社会」の目的である。中国政府は、和諧社会を構築し、社会のバランスと安定を図りたい考えである。

中国社会科学院の調査では、2005年に都市・農村の72.7%の住民が生活は幸せであると回答しているというが、この数値は10年前より5ポイント低下している(「瞭望新聞週刊」2006年3月13日、24頁)。経済発展による歪みが生じているということであろうか。

## 3 課題への対処

上記の課題にどのような対処方法があるのか。第一に、市民の政治への参加を図り、民主化を推進することである。第二に、公平、平等、協調的な経済関係を維持するための法整備である。第11次5ヵ年計画において、市場経済体制を整備することに関して、これは法律をもって市場経済制度を規律することが必要であると述べられている。そして、これを実現する鍵は、政府自身の改革であるという。

### (1) 市民の政治参加と民主化

第11次5ヵ年計画では、「社会主義民主政治の建設を強化する」ことが述べられている。これが、政府自身の改革につながるものではなかろうか。

民主主義の原理は、市民権の原理であり、これは具体的には多数決主義、首長の選挙(これが行なわれること自体が民主であるとは言えず、手続上の最低条件として、秘密投票、普通選挙が行われることが必要である)などで実現されるものである。

中国の政治・社会体制においてこれを考えれば、共産党の強制力や権威主義による支配に対し、共産党に批判的な自由な発言をする機会が与えられ、この中で市民による普通選挙が実施されということであろうが、この結果を共産党も認容するということである。

中国全国人民代表大会は、地方人民代表大会が実施する直接選挙の運用を改善するため、1995年以來の選挙法改正に着手した。候補者選びの透明性確保に向けた「予備選挙」の復活や、買収などへの明確な処罰規定の追加などを検討する。末端の民主化の試みを強化する狙いであるという(「日本経済新聞」2004年10月31日)。予備選に関しては、県レベル以下の人代選挙に限り実施している直接選挙でこの導入を図るというものである。現在のシステムでは、立候補者数が定数の2倍程度を超えた場合、「有権者小組」と呼ばれる組織が事前に話し合い候補者を絞り込むことになっており「透明性を欠いている」との批判が強まっていた。そこで、選挙法改正案は候補者絞り込みのため、有権者小組にかわり一般の住民による予備選を認めた。

権力腐敗は、対外開放以降に著しくなると認識されているようだが(韓大元・王徳志『政法論壇』中国政法大学学報、2002年6期)、これへの対応が不可欠になっている。権力腐敗を放置すると、社会の安定も保てなくなるという共産党の危機感の表れでもあるか。市民は、権力腐敗の原因をどのように考えているだろうか。以下の図表1は、韓・王によるアンケート調査の結果である。

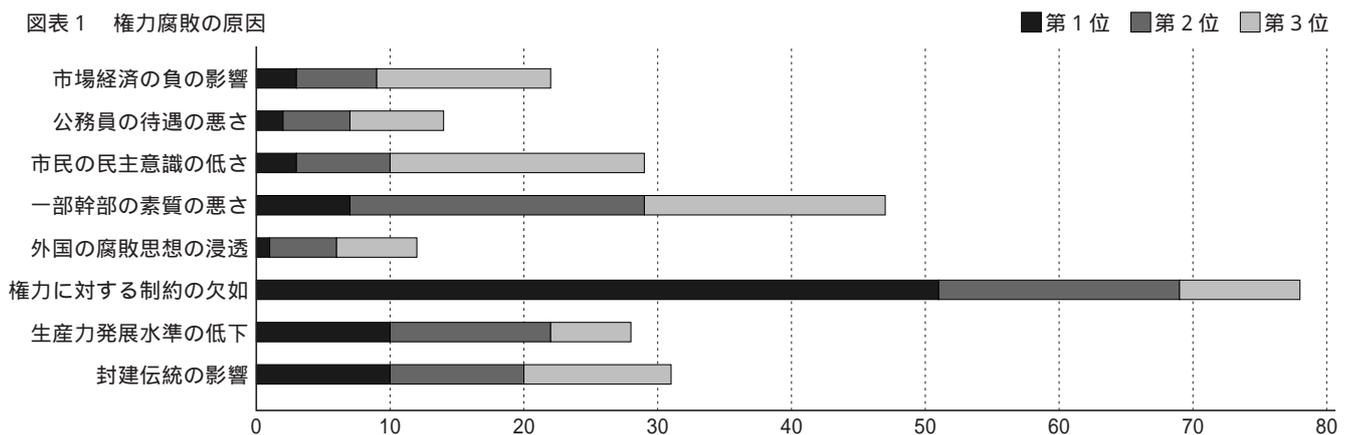
権力腐敗の原因として、権力に対する制約が欠如していることを指摘するものが圧倒的に多く、これを第一の原因とするものが全体の51%、第二の原因とするものが18%もある。とりわけ、このような認識を持つのは、党および政府の幹部、事業単位の職員、大学生などに多く見られる。農民は、幹部の素質の悪さを指摘するものが最も多い。

2004年4月に国務院は、「全面的に法により行政を推進するための実施綱要」を公布した。次いで「国家賠償法」「行政処罰法」「行政再議法」「行政許可法」などが公布され、行政機関の透明度を高めるための改革が進められている。2005年8月時点で、全国の14省・直轄市および比較的大きな市において政府情報公開にかかわる地方法規が制定されている(「瞭望新聞週刊」2006年2月27日、57頁)。

## (2) 市場経済化を規律する法の整備

経済協力開発機構(OECD)は、2002年3月に『China in the World Economy: The Domestic Policy Challenges』を発表した。この中で、中国は国内の産業間および地域間格差が拡大しており、資源の効率的利用を図るためには、市場の流動性を阻

図表1 権力腐敗の原因



害する要因を排除することが必要で、このために公正な競争環境を形成する法制度の整備などが不可欠であると述べている。

ジョン・O・ヘイリーは、「自由化目的からの競争政策が第一に対象とすべきなのは、競争を制限する政府施策であり、民間の競争制限的行動ではない。競争政策の施行責任者には、政府施策による参入障壁の中で大きいものを摘発して廃止する手段と意欲を有することが望まれる。既存事業者を新規参入者から保護する仕組みと効果を有する規制障壁に取り組むことが、中でも重要である。(ジョン・O・ヘイリー(滝川敏明訳)『APEC諸国の競争法:多様性を許容する法制度の設計』伊従寛・山内惟介・ジョン・O・ヘイリー・W.A.W.ネイルソン編著『APEC諸国における競争政策と経済発展』中央大学出版部、2002年、8頁)という。

農民に対する公平、平等確保ということからは、「糧食流通管理条例(2004年)により糧食流通に関する主体が多様化し、市場が開放されるようになり、「農業税条例」が2006年1月1日から廃止され、農村税改革が始まった。

市場経済化を進めることは、公的部門が管理していたものを私的部門へと管理を移行することであろう。行政独占を排除し、競争の主体(国有企業と私営企業)の平等を図り、また財産の私有を広く認め、所有制の平等も図る必要がある。財産(所有権)の自由、契約の自由、営業の自由が認められなければならない。

北京中関村科学技術園区が制定した中関村管理条例は、「中関村科学技術園区に設立される企業は、法律で禁止されていない如何なる活動にも従事することができる。」と規定している。この規定は、行政管理体制を改め、かつては見られないほどに取引の自由を法により定めたものであるという(江平「28年改革的法律視角」『方園法治』2006年第1期)。

#### 4 中国が目指す経済発展モデル

市場経済化=市場競争化を法により確保しつつ、今後中国はどのような経済発展モデルを選択しようとしているのか。経済のグローバル化が進み、

WTOルールによって規律される国際取引の中で、現行の経済発展モデルも第11次5ヵ年計画期には転換する必要があると考えられている。

この経済発展モデルの転換については、瞭望新聞週刊(2006年2月27日、59-61頁)において「中国経済発展モード面臨七大轉變」としてまとめられている。紙幅の都合上、以下、この内容を参考にしつつ、ごく簡単に概観する。

##### (1) 外延的発展モデルから内発的発展モデルへ

外延的発展モデルとは、資金、労働力、資源を多く投入し、これによって企業規模を拡大することである。

このような発展モデルは、かつて不良債権(三角債)を生む原因ともなっていた。経営資源の適正分配が行われないと、逼迫・枯渇が懸念される資源の取り合いともなり、経済の持続的発展が揺るぐことになる。

そこで、生産効率を高めるよう内発的発展を志向する。この場合、産業構造の転換も必要になる。現時点で中国の産業構造に占める第三次産業の割合はGDPの40.7%であるが、先進資本主義国の70%に遠く及ばない。そこで第三次産業のウエイトを増す必要がある。また、新興産業・情報産業は外資のウエイトが80%と大である。内資企業のウエイトを高めたいところである。

##### (2) 資源消費型から資源節約型、環境友好型へ

中国は、2030年には人口が16億人のピークを迎える。このときエネルギー、資源、環境、技術が企業の発展のボトルネックとなる。

##### (3) 技術導入型から技術創出型へ

中国の企業の発展は、やはり外資に依存している側面がある。外資から先進的技術、先進的経営手法を導入しているからである。

技術の発展段階には、導入した機械・技術の操作の修得、保守技術の修得、補修技術の修得、自主設計の修得、自主開発という5段階があるといわれている。

現時点では、多くの企業が技術の消化・吸収という段階であるが、導入機械・技術の自主設計から、さらには新しい機械・技術を自主開発できるレベルに引き上げたいということである。

**(4) 外需主導型から内需主導型へ**

改革開放以降、中国の対外貿易は急成長し、2005年には輸出入合計で1兆4221億ドル、うち輸出7620億ドル、輸入6601億ドルであった。1019億ドルの出超で外需主導(依存)型であるとえる。

しかし、米中貿易摩擦や国際市場のリスクを考えると外需に頼らず、内需主導で国民経済の持続的健全な発展を図りたいとしている。

**(5) 投資主導型から消費主導型へ**

2005年の全社会固定資産投資は8兆8604億元であるところ、社会消費財小売総額は6兆7177億元と固定資産投資額に比べて少なく、またGDP(2005年の1人あたりGDPは1700ドル)の約3分の1でしかない。

内需主導型の経済発展モデルに転換するためにも消費の喚起が必要である。この場合、都市とは所得格差が生じている農村の購買力を向上させる政策も必要である。

**(6) 資本導入型から資本輸出型へ**

中国の外貨準備高は8000億ドルに達した。外資導入だけではなく、中国企業の海外進出も必要である。

WTO加盟後、中国企業の海外進出意欲は高まっている。中国企業による海外企業の買収ということが増えてくると考えられる。この現象を中国語で「走出去」という。中国政府もこの「走出去」を支援する体制を構築している。

**(7) 傾斜型発展戦略から均衡型発展戦略へ**

中国経済を概観するとき、東部・中部・西部で発展レベルに開きがある。これは対外開放政策を採用したときに、沿海地区から発展させようという戦略があったからである。しかし、これが内陸部の発展を

置き去りにし、所得格差を生む原因ともなっている。

1978年には東・中・西の1人あたりGDP比は、1.7:1.2:1であったのが、2002年には2.6:1.2:1に拡大している。

そこで、東部と西部の産業構造の比較(図表2)をした場合、課題として、(1)地理的なハンディキャップとインフラの未整備、(2)産業リンケージの発達の遅れ、(3)偏った産業構造、(4)外部からの投資の不足が指摘できる。これを是正しつつ、西部への投資を拡大しようとしている。

**おわりに**

外国企業にとって、中国の経済計画、発展の方途を理解することは、対中事業展開のリスク・マネジメントをする上で不可欠なことである。

中国は2010年の経済発展を展望する上で多くの課題を抱えている。この課題に対処するためにも、今後、中国経済は一層の市場経済化を進める必要がある。市場経済化は、法により規律されることとなるだろう。市場経済化を規律する法とは、公平、平等な競争を確保するための法であるともいえる。多くの法整備が進んでいるが、まだ制定されていない重要な法律の一つに競争法(独占禁止法)がある。WTOルールに従った競争法が制定されるか、外国企業としては注目したいところである。

2010年に向けて経済の発展モデルの転換も必要であるというのが中国の認識である。外国企業が、対中事業をするには、この転換モデルにかなった事業展開方法を考えることも必要である。

図表2 東部と西部の産業構造の特徴

	西部地区	東部地区
産業構造	鉱業、素材産業、重工業、軍事産業が主要産業。貿易能力、資本集積能力が欠如	軽工業、消費財産業、貿易が中心産業。産業構造転換能力が高い。
所有形態	1 国有企業・重工業、軍事産業が主導、地域経済への波及・拡散効果が乏しい。 2 私营企业は規模が小さい。	1 非国有形態は既に72%に達し、市場経済が発達 2 産業間の相互関連が強く、地域との関係が密接

(出所) JICA『中華人民共和国西部地域中等都市発展戦略策定調査進捗報告書2』2004年7月、I-4頁